



Patent

特許

弁理士法人 藤本パートナーズ 岸本 高史◇弁理士

生成AIに対して「このような問題を解決する仕組みを考えて」と指示を出し、生成AIが出力したアイデアをもとに技術的な構成をまとめました。このように、発明の着想に生成AIを利用した場合でも、自分が発明者として特許を出願することはできるのでしょうか？

(埼玉県 M. T)



1. 特許法上の発明者とは

特許法上、発明者は特許を受ける権利を有することが規定されています(29条1項柱書き)。しかし、「発明者」とはどのような者かについて、法律上に明文の定義はありません。この点、日本の裁判例においては、発明者と認められるためには、「特許請求の範囲の記載に基づいて定められた技術的思想の特徴的部分を着想し、それを具体化することに現実に加担したこと」が必要であると判示されています(東京地裁平成29年(ワ)第27378号)。

この判決が示すとおり、発明者かどうかは、肩書きや形式的な関与の有無ではなく、発明完成の過程で創作的な関与があったか否かで判断されます。つまり、単なる補助的な作業や、設備・資金の提供などだけでは、発明者とは認められません。一方、発明完成の過程で、新たな着想を提供した者は、その提供内容が、発明の特徴的部分の具体化に寄与するものであれば、発明者に該当し得ると考えられます。

では、発明の着想にAIが関与した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

2. AIの発明者性について

日本の特許法では、従来より「発明者とは自然人に限られる」という解釈が確立されています。これは、法人やAIのような自然人以外の存在は、発明という創作行為の主体となり得ないと考えられているためです。

しかし近年、AI技術の進展に伴い、AIを用いて得られた発明に基づく特許出願が現実に行われるようになり、このような発明について、世界各国で「発明者とは誰か」をめぐる議論が生じています。この点、諸外国ではおおむね、「AIは発明者には該当しない」との見解で一致しています。

日本においても、「発明者」にAIが含まれるか否かが争点となった裁判(東京地裁令和5年(行ウ)第5001号)において、裁判所は「発明者は自然人に限られる」と判示しました。

この判決により、日本においても、AIは、「発明者」としては扱われないことが明確になりました。

3. まとめ

このように、現行の日本の特許法においては、「発明者」とは自然人(人間)に限られ、AIは発明者には該当しな

いと解されています。また、現時点では、一般に、AIが人間の関与を完全に離れて自律的に創作活動を行うものとは考えられておらず、あくまで自然人による創作活動を補助するための道具として位置づけられています。したがって、AIを活用して着想を得て完成した発明であっても、従来の解釈のとおり、発明の特徴的部分の具体化に創作的に関与した自然人がいれば、その者が「発明者」として認められるべきです。

今回のケースにおいて、質問者はAIに対して指示を入力し、その出力結果をもとに技術的な構成をまとめています。ここで重要なのは、これらの行為によって、発明完成の過程で質問者が、創作的な関与をしたか否かという点です。

例えば質問者が、AIの出力を踏まえて技術的課題を整理し、解決手段を選定し、構成を具体化するなどの創作活動を行っている場合、その行為は「発明完成の過程で、創作的な関与をした」と評価され得ます。このような場合、質問者は発明者として、特許を出願することが可能と考えられます。